

令和8年度学校給食費の保護者負担軽減額について

1 令和8年4月までの保護者負担額の変更の状況

本市ではこれまで物価高騰への市内小学校及び関中学校の学校給食費に係る対応として、新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰の影響に対応するために創設された国の地方創生臨時交付金を活用し、令和5年9月分からは月額400円、令和8年1月分からは月額750円の保護者負担の軽減を行ってきました。

また、亀山中学校及び中部中学校についても、臨時交付金を活用し、牛乳1本につき20円の保護者負担軽減を行っています。

こうした中、令和8年4月分からは市内中学校の給食費を統一するとともに、小学校は月額5,400円、中学校は月額5,800円に改定し、長引く食材価格の高騰に対応することとしています。

2 令和8年4月からの実際の保護者負担額に占める「学校給食費の抜本的な負担軽減への対応（いわゆる給食無償化）」及び「重点支援地方創生臨時交付金」の内訳

令和8年4月分から、小学校については、月額5,400円のうち、まず、「学校給食費の抜本的な負担軽減」として補助基準額である月額5,200円の支援があり、差額の200円については、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、保護者負担を0円とします。

さらに、中学校については、月額5,800円のうち1,000円分を重点支援地方交付金の活用による負担軽減の対象とし、保護者負担額を月額4,800円に据え置くこととします。

【保護者負担額の比較（月額）】

		令和5年9月～	令和8年1月～	令和8年4月～
小学校	保護者負担	4,400円	4,400円	0円
	臨時交付金	400円	750円	200円
	給食無償化			5,200円
	計	4,800円	5,150円	5,400円
中学校	保護者負担	4,800円	4,800円	4,800円
	臨時交付金	400円	750円	1,000円
	計	5,200円	5,550円	5,800円